

令和 2 年 第 1 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 3 月 2 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 議	令和 2 年 3 月 4 日 (水) 1 0 時 0 0 分
散 会	令和 2 年 3 月 4 日 (水) 1 2 時 1 7 分
出席議員	議 長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 3 名
欠 席 議 員	3 番 持 山 英 幸
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 大 武 一 幸 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 藤 本 英 明 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 倉 掛 俊 一 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 近 藤 亮 太 上 下 水 道 課 長 川 波 剛 福 祉 課 長 重 信 利 子 こ ど も 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 中 原 玲 子

議 事 録

令和 2 年第 1 回定例会

[一般質問]

令和 2 年 3 月 4 日（水）

開 議	
議 長	おはようございます。 本日の出席議員は13人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (10:00)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を行います。 質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。 2番 柳雅明議員
柳 議員	おはようございます。マスクを外して質問させていただきます。 質問を始めます前に、コロナウイルスによりさまざまなことが停滞することになりました。町民の皆様の自製の心と思いやりをもって、すべての人々の望みであります早期の終息を期したいものです。 また、この大変な時期に一般質問を受け入れてくださいました当局の方々に感謝申し上げますとともに、この質問が将来の足掛かりとならんことを切に希望するものです。 それでは、通告書に従いまして質問いたします。 町おこしの取り組みについて。 県道77号線、通称山麓線ですけれども、これからをどう考えていけばよいのでしょうか。長年の懸案事項でありました山麓線が開通して、交通の利便性が格段に向上してきました。大型トラックが通行することも多くなり、流通の一端を担う道路として役割も増しています。 また、みなみの里ができて、多くの買い物客が毎日来店されるようになり活気を呈しております。 また、本年4月から道の駅が開設され、様々な情報発信の場となっていきます。その隣にはいちごハウスも建てられて営業が開始されました。いろんな種類のいちごが彩を添えることでしょう。さらに77号線沿線にはバイオマス発電所が操業開始いたします。大きく変わろうとしている、この沿線一帯は、今後どのような変化が望ましいのでしょうか。 そこでお尋ねします。 新しい道の駅としての役割を、筑前町の発展の観点からとして、どのように捉えているのでしょうか。質問いたします。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 筑前町の道の駅につきましては、県道77号線の全線開通が平成27年の6月6日に開通をいたしております。 5年を経過した令和2年4月から、現在のファーマーズマーケットみなみの里に、新たに道の駅筑前みなみの里として整備が現在進められております。 国土交通省福岡県と連携して進める新しい道の駅につきましては、全国で令和となって最初の道の駅でございまして、6駅だけが新たに認定を受けることができておる次第でございます。 この県道77号線につきましても、全線開通によって交通の利便性も格段に向上しております。現在、交通量も大幅に増加している状況でもございます。 現在、整備が進められております道の駅につきましては、目的の1つでもあります道路を利用されるドライバーの安心・安全を守る休憩場所としての役割、さらには長時間運転する事故防止のための24時間利用できる駐車場、トイレ、休憩施設の設置

	を第一の目的として、設置をしております。 併せて駐輪場あるいは障がい者の方の駐車場も新しく整備を行い、併設いたしておる次第でございます。 休憩施設の内部ではですね、風水害、さらに冬場の凍結、積雪などの道路情報に加えて、季節に限らず、適宜、渋滞情報、交通規制の情報、事故とか工事等ですね、そういったことの発信並びに筑前町の観光情報を中心に関係各課とも連携しながら、周辺地域の町の観光もですね、提供してまいりたいというふうに考えております。 また、赤ちゃんの駅機能も充実をさせていただいております。 さらには、一般的な道路の維持補修に必要な材料に加えて、防災機能としてはですね、災害時に道路封鎖あるいは復旧のための防災倉庫の設置、万が一のための大規模災害時の避難場所として機能するように、防災トイレ、非常用の備蓄、例えば発電機、マンホールトイレ、土嚢等でございますけれども、そういった備蓄も行っておりましてございます。 このようなことから、地域の方々や来場者の交流の場の提供等による人口増に加え、地域の更なる活性化あるいは安全・安心な役割の提供など、今後、様々な分野で効果を期待しているところでございます。町としても、その役割、機能を十分活用しながら、活かしながら、今後、地域振興、発展のために取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。
議 長	柳議員
柳 議員	先ほど防災の拠点として、言われておりましたけれども、大災害が起きた場合にはですね、あそこがやはり各関係機関の集結場所になると思うんですけれども、その集結場所になったときの対応と、それから緊急的に、例えば、山間部のほうで救助しなければならない場合には、たぶん防災ヘリ等を使って活動するようになると思いますので、そうした場合のヘリポートなんかも、ぜひ、今後対策を考えていただきたいと思います。以上です。 次に移ります。 次は、みなみの里のことについてですけれども、いちごハウスのこれからの展望として、いちごの特産品化、町全体をいちごロードとするために事業者の拡大を図り、進展させていく起点として存在させる役割なのかについて、お尋ねします。 また、大豆クロダマルが筑前町の特産品としていますが、もっとPRして、筑前町名産としての開発をする6次産業化の構想はあるのでしょうか。 さらに、農業関係の発展を見据えて、みなみの里を拠点として農産物の加工、販売を、広く開発、販売していくプロジェクトを立ち上げたらどうでしょうか。 さらに、みなみの里については、地域の方々が老若関係なく、一生懸命、農作物を育てて出展され、また様々なイベントにも協力されています。みなみの里の従業員の方も、高齢の方も働いておられるとお聞きしました。私の近所にも作物を出展されている方で80歳になろうかという方が、元気に毎日、畑に出て作物を育てておられます。ありがたいことです。 これからの展望としまして、いちごハウス同様、これからの農業をどう支援して、どう支え発展させていくかをお聞きいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 ご質問、3点ほどあったかと思います。 まず、いちごハウスの今後のあり方と展望という形で回答をさせていただきます。 いちごハウスの設置目的につきましては、以前より議員の皆様や町政報告会等でご説明をいたしましたように、地方創生の一環として、都市部の移住・定住を促進する

	ため、都市・農村交流を積極的に推進し、ファミリー層などの新しい世代を誘引することで、町内における観光消費額の増加を図るとともに、I o Tを活用した高品質、高収益ないちご栽培を行い、収益性の高い魅力ある農業を実現し、地域のいちご生産農家のモデルとなる栽培手法を確立することを目的としておるところでございます。 今後、いちごに係る新規就農者の研修施設などにも活用する方針であり、I o Tを活用した高品質、高収益ないちご生産を実現することで、新規就農のハードルを下げるとともに、町長も常々申しておりますが、町内におけるいちご狩り施設の普及推進も目指しておるところでございます。 なお、I o Tの活用につきましては、現在、いちごで取り組んでおるところでございますが、この内容につきましては、他の施設園芸でも参考になるものと考えておるところでございます。 続きまして、特産品の関係でございます。 筑前クロダマルにつきましては、平成22年度から本格的な栽培を行ってきたところでございます。 当初、加工品は行政主導で、商工会や農業者の皆様と推進してまいりまして、煎餅、ロールケーキ、かりんとうなどのお菓子やお茶、コーヒーなどの飲み物、さらにはドレッシングなど開発されてきたところでございます。 また、クロダマルを使った様々な料理のレシピも考案されてきたところでございます。 現在では、町内の事業者、個人を中心に、町外の事業者を含め90種類にも及ぶ加工品を開発されてきており、今後、行政主導による6次産業化の構想というのは、特段ございません。事業者個人が各々切磋琢磨されながら、より良い加工品を生み出されることを期待しておるところでございます。 また、みなみの里を拠点といたしました6次産業化プロジェクトの立ち上げについてでございますけれど、平成28年度から令和元年度まで、みなみの里のほうに委託いたしましたして、6次化の加工セミナーを実施してまいりました。 この4年間で20人ほどの方が商品化されております。令和2年度からはみなみの里が事業の推進主体として加工セミナーを実施していくことになれば、6次化の難点でございます販路拡大の不安要素が緩和されると考えておるところでございます。 みなみの里を拠点とした加工、販売までの6次化が加速的に進むのではないかと考えています。 さらに、商品化されたものの詰め合わせセットなどにつきましては、ふるさと納税などの返礼品などにも活用していきたいと考えておるところです。 3つ目のご質問、みなみの里の役割と地域のかかわりということでございます。 みなみの里の役割と地域のかかわりでございますけれど、みなみの里は食の拠点、山麓部の地域活性化の拠点とすべく、市町村合併時のオンリーワン事業として建設されたことはご存じかと思います。 平成21年のオープン時は150人足らずの出荷者でございましたけれど、現在は400人を超過しております。年間来客者数も60万人から110万人と増加し、平日でも多くの産物で賑わいを見せているところでございます。 これは、出荷者や従業員の努力、創意工夫によるもので、町における地産地消の推進に大きく貢献をしており、今般みなみの里につきましては、この取り組みが評価されまして、地産地消等の優良事例として九州農政局賞を受賞したところでございます。 また、売り上げにつきましては、3億2,000万から7億5,000万と倍増をしておるところでございます。 この7億5,000万につきましては、約6億円につきましては、地域内の商店から
--	---

	の仕入れ、従業員の人件費など地域への還元をされておるところでございます。 外貨を稼ぎ、町内で循環される仕組みが構築されており、今後とも地域振興をけん引する施策として、さらなる活躍を期待しておるところでございます。 また、先ほど述べました、いちごハウスにつきましては、あくまでも先ほど述べました目的で設置をしておりますので、これは、みなみの里に対する農業支援ではないということを、重ねて申し添えさせていただきます。以上です。
議 長	田頭町長
町 長	今、2人の課長が説明いたしましたけれども、さらなると言いますか、補足というか基本的な考え方について、少し述べさせていただきます。 なぜ、みなみの里をあの山麓線に建設したか、という議論がこの議場の中でも大きく起こりました。商売をやるんだったら、当然、国道沿いだろうと。なぜ、あそこにつくるのかというのは、やはり行政的な課題がございました。 要するに山麓線一带は人口減少地域でございます。この人口減少の抑制のためにですね、何をなすべきかということで、3つの方策を考えたところであります。 1つは、道路整備、山麓線を全線開通することが第一義であると。第2的には、拠点として、地域振興策として、みなみの里を建設する。 それと、もう1つは、もう1つの道として、光ファイバーを布設する。この3本立てによって、山間地域の地域活性化を図るんだという思いで、この3事業を実施させていただいたところでもございます。 それとみなみの里の位置につきましては、単なる太宰府から朝倉に繋ぐということではなくて、南北を繋ぐ要所にあるということでもあります。今、大いなる課題は山間地域でもございます。この山間地域をですね、如何にして南北に繋ぐか、東西に繋ぐか、ということは大きな今、現実の行政課題でもございます。 そのことが、この道の駅建設によってですね、1つのポイントになると、そのように考えて、この道の駅を活用していきたいと思うところであります。 具体的に申しますと、山間部には、国立夜須高原青少年自然の家をはじめ記念の森公園等々ですね、30万人からの観光客が入っております。その観光客等をですね、ぜひ、もっと筑前町のほうに管理をさせていただきたいと、そういった思いで記念館あるいはみなみの里、それを媒介する道の駅等々としてですね、大いに活用すべきことによって、町にお金が落ちるという仕組みを作る必要があると、この道の駅を契機にして、そのような取組みも取り組まなければならないと、そのように考えるところであります。
議 長	柳議員
柳 議員	道の駅が、そして山麓線沿線がさらに発展しますことを祈念いたします。 続きまして、県道77号線、山麓線は、流通の一環として役割が大きくなっております。国道200号線との連絡を実現して、道路幅員が狭い集落の中を大型車両が通行しないですむように、早急なる対策を考えていただき、安全な地域づくりを目指していただきたいものです。 また、福岡県が平成27年10月に策定しました福岡県都市計画基本方針での、福岡、北九州、筑豊、筑後に分けられた都市計画区域マスタープランの中で、本町は、福岡都市圏の中の朝倉・筑前都市計画周辺区域としての位置付けが計画されております。 福岡都市圏、周辺地域としての位置付けといたしましては、その主なものが交通網で、特に道路と鉄道があげられており、通勤、通学、買い物などの日常の生活圏としての繋がりが広域化していることが、その主な理由です。 今後、町は、都市圏としての整備を進める上で、土地の開発と山林の保全対策が重

	要となってくるのは、そう遠いことではないでしょう。 そこで質問いたします。 県道 77 号線の役割が大きくなるにつれまして、沿線沿いの開発が進んでいくと考えられます。良心的、建設的な開発であればよいのですが、そこには様々な問題が発生することが予想されます。 農地、山林の開発は待ったなしで進んでいくでしょう。その抜本的な対策として、筑前町の開発指導要綱の第 3 条で、事業主の責務の項目だけで、これから先、十分に対応できるかが心配です。 また、第 4 条の適用範囲以下の開発は、この要綱の規制範囲外と捉えてよいのでしょうか。質問いたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 筑前町の将来、都市像を具体化していくため、先ほど柳議員おっしゃいました県の都市基本計画方針に基づき、筑前町都市計画マスタープランを作成しており、町民と行政が一体となって町づくりを進めているものでございます。 マスタープランでは、本町の自然特性、都市形成を考慮した森林・田園集落・町と 3 つのゾーンを構成しております。その中で県道 77 号線は、自然景観を形成する森林ゾーンと田園風景が保たれている田園集落ゾーンを横断する広域幹線道路であり、全面開通に伴い、道路沿線はこれから徐々に開発が進むエリアと考えられます。 ご質問にありました町の開発指導要綱の適用範囲は、開発面積 1,000 平米や高さ 15 メートル及び造成面積 3,000 平米以上であり、それ未満は開発指導の対象外となりますが、そのような土地についても、農地法による不法転用防止や農振法及び森林法による適切な土地利用を図るほか、本町の自然環境保全条例による関係者同意など無秩序な開発を抑制する対策を講じるとともに、地元関係者と連携し、現場の違法行為監視や悪質な企業の土地勧誘でないか見極めながら、環境保全にも取り組むものでございます。以上です。
議 長	柳議員
柳 議員	これから先、やはり開発がどんどん進んでいくと思いますので、管理のほうをよろしくお願ひしたいと思います。 また、もう 1 つ、県道 77 号線に限ったことではありませんけれども、町全域が都市計画区域として策定されている中で、主要地方道久留米筑紫野線、通称産業道路と申すんですけれども、この道路網の整備が進んでいる現状に対して、道路周辺開発に対して、町は今後どのように対応していく構想があるのでしょうか、それをお尋ねいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 本町には 3 本の国道を軸に、県道が 9 路線、それを結ぶ主要町道、そして南部に高速道路インターチェンジが整備されており、恵まれた道路網が形成されております。 道路が整備されれば、沿道に住宅や企業が進出してまいります。先ほどの都市計画マスタープランの森林、田園集落ゾーンと、3 つ目は町ゾーンであり、道路沿線の住宅地域が対象となります。 町ゾーンは、住宅や公共施設をはじめ商業、飲食店等のサービス機能を有しており、本町の地域交流拠点となります。また、流通、工業生産機能も備えており、本町のアクセスの良さを活かした土地利用を促進しているものでございます。 総合戦略では、北部にバイオマス企業を、南部に健康食品工場等の誘致推進を掲げており、地域特性と調和する企業の誘致で、地域経済の活性化と雇用の創出を図るも

	のでございます。 また、幹線道路周辺は農振農用地がほとんどであるため、本町の基幹産業である農業との十分な協議、調整が必要であり、課題となるところでもございます。 今後も森林、田園集落、町の3つのゾーンが共生する都市構造を基調に多くの皆さんが住みたい、住み続けたいと思う町づくりに向け鋭意取り組むものでございます。以上です。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 県道200号バイパス、久留米筑紫野線、悲願でございました。40年来のやっばり取り組みが、ようやく先人たちの努力が実って、今年、200号のバイパスが開通いたしましたし、久留米筑紫野線にしましてもですね、来年度から着工いたしまして工事が進んでまいります。大きく状況が変わると思っております。 ただ、今、課長が申しましたように、農業振興地域の中の道路開設でございます。様々な状況がございます。 ただ、農業が大きく将来的に変わろうとすればですね、農業関連の企業だって大いに進出の可能性があるのでございます。 私どもは広島等々に視察に行きましてですね、大手食品、興業、会社がですね、そういった農業政策の農業部門の興業をおこしていると、そういった分野にもしっかりと目を向けながら農業と地域の活性化、道路の活性化等々を考えていくことが、よりわが町らしい興業の進出が可能になるのではなかろうかと、そのようにも考えます。まさに今からは知恵と努力が必要だろうと思っております。
議 長	柳議員
柳 議員	最後に一言述べさせていただきます。 第2次総合計画の中で、町民の方に対して様々なアンケートがなされまして、その回答は、ほとんどが「この町に住んでよかった」と回答され、同じ町民としてうれしい限りです。 最近、太宰府市の四王寺山に登りました。眼下を見下ろすと、住宅が山の中腹まで密集しており、これが都市化なのかとも思いました。さらに筑前町方面を望むと緑の平原が広がっており、豊かな大地に恵まれていると感じた次第です。 町民の皆様が喜んでいただける町、住みよい町を目指して、福岡都市圏の一翼を担うべく、心安らぐ、ホッとするような潤いのある町、田園と住居が互いにより良い環境で存在する、住み心地のよい町づくりを、これからも試行錯誤しながらも粛々と進めていけたらと思った四王寺山のことでございました。 最後に、やっぱり筑前町が住みよい町、そしてみんなが喜ばれる町として、今後も進んでいってほしいと思っております。 以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
議 長	2番 柳雅明議員、これで一般質問を終わります。 引き続き、会議を行います。 4番 石橋里美議員
石橋議員	まず初めに、今回の新型コロナウイルス感染でお亡くなりになられました方々へ哀悼の意を表しますとともに、1日も早い終息をお祈り申し上げます。 それでは、通告に従いまして、SDGsと第2次筑前町総合計画に関しての質問をさせていただきます。 最近では、よくテレビや本庁ロビーのビデオでSDGsを耳にされた方もいらっしゃると思います。私も、このバッジを付けていると、「それは何」とよく聞かれます。SDGsとは何か、簡単に説明させていただきます。

	SDG sとは、2015年に、9月に国連で開かれたサミットの中で、国連加盟193カ国のリーダーによって決められた2030年までを期限とする17の国際目標です。これから生まれてくる子どもを含め、人権が守られる社会を2030年までにつくろうという、国連が定めた目標です。 SDG sは、2000年に国連のサミットで採択されたMDG sが2015年に達成期限を迎えたことを受けて、MDG sに代わる、新たな世界の目標として定められました。2015年に新たに策定されたSDG sは、地球上の誰ひとり取り残さないことを誓い、発展途上国のみならず先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、日本としても積極的に取り組まれております。 そこでSDG sの持続可能な開発目標とは、具体的にどのようなものでしょうか。17の目標を一つ一つ説明すると長くなりますので、今配布されましたお手元の資料を見てください。 SDG sは17の目標と169のターゲット、具体的目標ですが、でも、で構成されております。貧困や飢餓といった問題から教育やジェンダー、気候変動、平和など世界が抱える課題を包括的にあげられております。この17の目標をより具体的に示したものが169のターゲットです。 2018年に、7月にニューヨークの国連本部で開かれたSDG sに関する政治フォーラムでは、日本は2030年に向けて民間企業及び市民団体へのSDG sの取り組みを普及、拡大を促進しながらオールジャパンでSDG sに取り組むことを表明しています。SDG sは私たち一人ひとりにも密接にかかわっている問題です。 そこでお尋ねいたします。 町では自然災害に対する備えなど、暮らしの安心・安全対策や持続可能な社会の形成に向けた地域環境への対応など積極的な取り組みが求められ、こうした環境の変化に的確に対応しつつ町民と行政が中長期的な展望に立った町づくりの方向性を共有し、本町の特色を生かした魅力ある町づくりを進めるため第2次筑前町総合計画が策定されました。 冒頭でも述べましたが、本庁ロビーでSDG sのビデオが流れているということは、この総合計画を策定するにあたってSDG sの理念も踏まえて策定されていると期待しております。 そこで、その中からいくつか質問をさせていただきます。 まずは「支える」のテーマです。この中に障害者福祉の充実とあります。 現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳をお持ちの方の人数、また、重症心身障害者・児の方の人数をお答えください。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えいたします。 障害者手帳の所有者ですが、令和元年12月末現在で身体障害者手帳が1,394人、療育手帳257人、精神手帳244人となっています。 次に、重症心身障害者ですが、重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある方で、在宅生活者が19人、施設生活者が6人、入院中の方がお1人で合計26人となっています。 なお、この重症心身障害者数には、先にお答えしました障害者手帳所有者数にも入っております。
議 長	石橋議員
石橋議員	障害者福祉の充実に向けた方針の中に、障がい者の自立支援と地域による支援体制づくりについて10年後の目指す姿として、障がい者やその家族の就労や災害時支援などにおいて地域住民との相互理解、協力、連携による地域ぐるみで支援する体制が

	できているとあります。 先月、在宅で医療ケアが必要な介護をされている家族の方とお話する機会がありました。その中で、昨年の夏の豪雨は怖かった。どこに避難すればよいか分からず不安で、避難所へ避難したとしても痰の吸引をしないといけないうので、医療器具の電源確保が必要であり、改めて災害時の避難を考えたと言われていました。また、親亡き後の生活、身近な介護者がいなくなった後の生活に対しての不安が一番大きいとも言われていました。 総合計画の中に障がい者とその家族の生活を支援しますとあります。町としての具体的な施策をお尋ねいたします。
議 長	福祉課長
福祉課長	お答えします。 まず、災害時の障害者支援体制についてでございますが、大雨や台風接近時にはコスモスプラザ敬老館、男女共同参画センターリブラ、三箇山の夜須高原青少年自然の家自主避難所を開設しております。障害のある方が一般の避難者と同室が困難ということであれば、一家族一室というのは無理かとは思いますが、別室を用意することは可能でございます。 問題は避難所へ行くまでの手段だと考えます。対象者を乗せる車両、運転手、介助者、避難所でのベッドの確保など様々な課題が考えられます。行政で、すべてに対応することは不可能でございますので、消防団や地域の方に、ご協力をお願いすることになると思われます。 避難が必要となったときに1人で避難することが困難な方に、避難行動要支援者名簿への登録を推奨しております。この名簿には緊急時の連絡先や協力員を登録しますので、災害時には、この名簿を活用して活動いたします。 次に、総合計画に載せております障がい者とその家族の生活を支援しますという部分に関してのご質問です。 障害者総合支援法や児童福祉法による障害者福祉サービスを粛々と提供することはもちろんですが、障害のある方やそのご家族の相談に親身になって応じてまいります。親亡き後や身近な介護者がいなくなった後の生活不安が一番大きいということに関しましては、何かあったときの受け皿として、利用していただきます施設への短期入所サービス等の案内をしながら、将来の相談に応じてまいります。 また、日常的に医療的ケアを必要とする在宅の対象者には医療型短期入所、18歳未満の対象者には医療的ケア児童訪問型レスパイト事業の案内をしてまいります。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	災害は本当に待ってくれませんので10年後に目指す姿ではなく、早期に支援する体制を整えていただきたいと思います。 次に、「守る」のテーマから質問させていただきます。 私も一主婦ですので、食事を作るにも掃除をするにも毎日生活をする上でごみが出ない日はありません。現在の日本では年間5,500万トンから6,000万トンの家庭ごみが出され、筑前町では年間6,000トン程度、1人1日670グラム程度の家庭ごみが出ているそうです。 そこで、生ごみを堆肥に変えるごみ減量にも一役買っているコンポストがありますが、購入する場合、町として補助はあるのでしょうか。ありましたら、令和元年度に補助金を申請された件数はどれくらいでしょうか。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。

	ごみ減量とリサイクルの推進は、町が進めます大きなテーマでございます。これに沿って生ごみの減量化を進めており、その一環として生ごみ処理機等を購入する場合、生ごみ処理機等購入費補助金として補助をしています。一般家庭から排出される生ごみの減量及び再資源を推進するために、生ごみ処理機等の購入費を補助するものです。 生ごみ処理機については、購入価格の半額、3万円を上限として1世帯1基を対象とした補助をいたします。 生ごみ処理容器、いわゆるコンポストと呼ばれる分ですが、これについては購入価格の半額、3万円を上限として、1世帯2基以内を対象とした補助をしております。 令和元年度の件数は、2月末現在で11件ございます。内訳は生ごみ処理機が7件、生ごみ処理容器が4件となっております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	2018年に中国が廃プラスチックごみの輸入を禁止して、世界の廃棄物処理に大きな影響を与えています。そこでお尋ねします。 総合計画の環境保全、循環型社会の推進の中に家庭、事業所のごみ減量の啓発とリサイクルの推進とありますが、具体的にどのような取り組みをされているのか、お尋ねいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えをいたします。 具体的な取り組みについてということで、まず、ごみの分別による再資源化が図られ家庭ごみの減量化が進むように、各行政区に環境美化推進員を配置いたしております。そして、資源ごみ、不燃ごみの適正な18分別の選別、排出方法の周知と啓発を推進し、ごみ減量化、再資源化を進めております。 また、事業所に対しましては、多量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、減量化計画の提出を求めて、新規事業所を含む多量排出事業者に対しては直接事業所に訪問を行い、事業系一般廃棄物の減量化、再資源化を指導をしております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	私も最近では外出するときは、小さなことですが、マイボトルを持って外出するようにしております。まずは、やはり一人ひとりが意識をしていくことが必要であるかと思います。 次に「学ぶ」の中から何点か質問させていただきます。 まず、教育環境の充実では、意欲的に学び自立心と思いやりの心を持ったたくましい子どもを育てますとありますが、主な取り組みについてお尋ねをいたします。
議 長	教育長
教 育 長	お答えいたします。 筑前町の現状を見ますと、各種、学力調査などの結果がですね、県平均に及ばない教科等もあります。また、自ら計画を立てて学習する、あるいは一定時間の家庭学習に取り組むなど学習習慣が身に付いていないというような現状もあります。 そこで意欲的に学ぶ子どもの育成のために、主体的、対話的で深い学びを位置付けた学習指導の推進や中学校区の特徴を活かした小中合同授業・研修会の開催、小中連携した学力実態分析等を行っております。 自立心と思いやりの心を持った、たくましい子どもの育成のために、キャリア教育で2分の1成人式、中学校体験入学、立志式、職場体験等を通して、夢や志を育み自尊感情を高めております。そして、体育科学習における運動量の確保を前提とした授業づくりや、自己やチームの目標に向かって、粘り強くチャレンジする授業、達成感

	や満足感を育むような体育的行事を行っております。 このように学校の教育活動全体を通じて意欲的に学び、自立心と思いやりの心を持った、たくましい子どもの育成を図りたいと考えております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	次に、グローバル人材の育成では、子どもたちの英語コミュニケーション能力を育てますとありますが、これに対して、主な取り組みについて、お尋ねをいたします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えします。 社会がですね、今グローバル化へと急速に進んでおります。将来の子どもたちは、更なる国際的な協調と競争に迫られております。今後、日常生活の様々な場面におきましても他国の人々とのかかわりが求められ、互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合うために、外国語によるコミュニケーション能力が欠かすことができないものとなっております。そういったことから、本町としましては、ALTを昨年から増員し、外国語科及び外国語活動の充実を図っております。 またAPU、立命館アジア太平洋大学の留学生と交流をして英語に親しみ、慣れることで英語のコミュニケーション能力を鍛えております。 加えまして本年度から、町内の英語スピーチコンテストを実施しまして、小中学生の代表の児童生徒による披露の場の設定をしております。 中学生におきましては、英語の学力を客観的に把握するために、年に1回英語の検定受験料の補助を実施しておるところでございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	次に平和教育の推進では、命の尊さ、平和の大切さを感じる平和授業や平和に関する学習を推進しますとありますが、これに対して、主な取り組みについてお尋ねいたします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えします。 筑前町には平和の情報発信基地としての戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝える施設として大刀洗平和記念館があります。命の尊さ、平和の大切さを学ぶ機会の提供として、町内小中学校の1学年分の入場料を補助しております。実際には小学校の6年生と中学3年生の全クラスが平和学習に活用をしております。 また学校におきましては、総合的な学習の時間等を活用しまして、平和学習を年間計画へ位置付けて計画的に実施をしておるところでございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	2020年度から実施されます学習指導要領の前文で、これからの教育の目的は、持続可能な社会の作り手を育てることであると明記されており、SDGsを達成するには未来を担う子どもたちへの持続可能な社会づくりの担い手を育む教育が大事だと思います。 持続可能な開発のための教育をESDと言います。ESDとは環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決に繋がる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動です。重要なことは、地球上で起きている様々な問題が、遠い世界で起きていることではなく自分の生活に関係してあることを児童生徒が認識し、行動するための能力、態度を育むことです。ESDの実施には環境や社会、文化の各側面から総合的に取り組むことが重要です。そこでお尋ねいたします。 筑前町の小中学校において、現在、持続可能な社会づくりの担い手を育まれるよう

	な視点での教育を何かされているのでしょうか。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 文部科学省のほうから出されておりますパンフレットによりますと、持続可能な開発のための教育、いわゆる先ほどE S Dですけれども、これにつきましては、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育であるというふうに言われております。 また、新学習指導要領の策定過程において発表されました中央教育審議会の答申においては、持続可能な開発のための教育は、次期学習指導要領改訂の全体において基盤となる理念であるというふうに述べられております。 その改訂における基本方針として1つに、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進、2つに、学校全体として児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る、カリキュラムマネジメントに努めることがあげられております。 新学習指導要領は令和2年度から小学校、そして令和3年度から中学校で全面实施となっておりますけれども、本町におきましては、小中学校では平成30年度から、移行期間として既に取り組んできております。 実際には各学校で授業研修を行い、授業整理会等で主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について協議をしてきておるところです。 特に三輪中学校区におきましては、福岡県の重点課題を委嘱して、小中学校で主体的で深い学びの実現に向けたカリキュラムマネジメントの確立ということをテーマにしまして、来年度までですけれども、3年間の計画で研究に取り組んでいるところでございます。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	次に、ユネスコスクールというのをご存じでしょうか。 ユネスコスクールはユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するために、平和や国際的な連携を実践する学校です。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会ではユネスコスクールをE S Dの推進拠点として位置付けています。 現在、世界180カ国以上の国、地域で11,000校以上のユネスコスクールがあります。日本国内で加盟している学校は、平成30年10月時点で1,000校以上となり、1カ国当たりの加盟している学校数としては世界最大となっております。福岡県内では福岡市や北九州市、大牟田市の小中学校で加盟されているようです。 ユネスコスクールではユネスコスクールネットワークの活用による世界中の学校と生徒間、教師間の交流を通じ情報や体験を分かち合い、地球規模のいろいろな問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指しています。 ユネスコスクールに加盟することで国内外のユネスコスクールと交流する機会の増加やE S Dのための教材、情報の提供、ユネスコスクールホームページを通じた情報を交換できるなどのメリットもあるようです。 加盟するには当然のことながら、加盟校として求められるものもありますが、検討に値するものだと思いますが、いかがでしょうか、ご所見をお伺いいたします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 先ほど議員がおっしゃられましたようにですね、国内、県内でもですね、一部加盟している学校があります。ちなみに率にしますと、全国の学校の1.9%が加入しているというようなものになります。 加盟するにあたってのメリットにつきましては、先ほどおっしゃられましたので省

	略したいと思いますが、参加校に求められることといたしましては、法的な拘束力とか義務はありませんけれども、積極的な活動が求められることや年に1度報告書の提出、あるいはユネスコが提案する教材が送られまして、教育現場での実験、評価を依頼されることがあります。 現在、筑前町の小中学校では、3年間継続研究する、先ほど申し上げましたけれども、福岡県の重点課題研究の指定の委嘱を受けております。あるいは人権教育を基盤とした効果のある学校づくり研究指定も受けておるところでございます。 この中でも、特に県の重点課題における研究につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、持続可能な開発のための教育の実現にかかわる部分にあたるところでございます。ユネスコスクールにつきましては、県内のそういった一部加盟してある学校などからですね、情報を集めて、今後研究をしたいというふうを考えております。以上です。
議 長	石橋議員
石橋議員	持続可能な社会づくりの未来を担う子どもたちを育む教育が大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。 SDG s の理解と推進については自治体や企業、教育界の果たす役割は大きく、地方自治体の取り組みがSDG s に繋がっていると思います。SDG s という言葉を聞くと、何か新しいものに取り組まなければならないと思う方もいらっしゃると思いますが、既に実施している事業がSDG s そのものではないでしょうか。 例えば、総合計画の中で防災・減災対策の充実がSDG s 目標の11「住み続けられるまちづくりを」に該当すると思いますし、上下水道事業は目標6の「安全な水とトイレを世界中に」に該当し、道の駅の活用は目標12「作る責任、使う責任」に該当すると思います。 このように総合計画に掲げた将来像実現のための5つの政策はSDG s そのものだと思います。まずは自治体の取り組みはSDG s に関係していることを職員一人ひとりが認識することが大事ではないでしょうか。ここで1つの提案ですが、職員の一人ひとりが自ら実施している事業や業務がSDG s であることを意識してもらうために、職員の名札や各課の案内板に該当するSDG s のアイコンを張るなどの取り組みはできないでしょうか、ご所見をお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私も今回の議員の質問によりましてSDG s の勉強をさせていただきました。全く私も不勉強でございまして、ここまでの取り組みがなされていることは承知しておりませんでした。 ただ、私どもも、グローバルに考えてローカルに行動するというのは町づくりの基本理念でございます。私どもはグローバルと呼んでおりますけれども、当然ですね、大きな目標のもとに、今我々は何ができるのかということを考えなければいけないと思っております。 そういった意味で、総合計画は議員が今言われましたように、グローバルに考えて、そして、なおかつローカルな具体策を本町としてできることを政策として掲げたものでございます。その中で象徴的に、本町では人口3万人を目指すんだ。「とかいなか」を目指すんだということが、まさにSDG s ではないかなと私は感じたところでもございます。 要するに、「とかいなか」というのは、やはり自然を大切にするんだという思いが込められております。と同時に、都市の利便性を活かすんだ、国際交流も促進するんだということだろうと。

	田舎という表現は、自然環境をしっかり守るんだと、農地を守るんだ、山を守るんだという思いがしっかり込められていると。そして3万人というのは、67キロ平米の中の3万人は、まさに10万人を目指す町ではなくて、3万人を目指すことこそ、とかいなかキープできると、そのように考えているところでもございます。 したがって、このSDGsのバッジのこともさることながら、私どもはこの総合計画、本当に3万人の町をなぜ目指すのかと、そういったことを理解しながら、この問題も研究してまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
議長	石橋議員
石橋議員	最後になりますけれども、SDGsに掲げられた、この目標を達成するには、まずはやっぱり、この身近なところから、しっかりと取り組んで、未来を担う子どもたちをはじめとして高齢者や障がい者などあらゆる人から、筑前町は住みやすい町と言われるような持続可能な町づくりを進めていく必要があります。 SDGsの基本理念は誰も置き去りにしない社会であり、対象とする範囲は人間の生活全体に及ぶもので多岐にわたります。そのための最後の目標の17においては、すべての目標を皆で協力して達成するべく幅広い連携を呼びかけております。 自治体をはじめ企業や町民がSDGsの理念を深めて皆が連携していけるように、SDGsの啓発にしっかりと、私も好きなんですけれども、この「とかいなか」、人口3万人を目指すこの筑前町に住んでよかったと言える町にしっかりと取り組んでいただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。
議長	これで、4番 石橋里美議員の一般質問を終わります。
休憩	
議長	ここで休憩をいたします。 11時15分より再開します。 (11:05)
再開	
議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (11:15)
議長	1番 寺原裕明議員
寺原議員	通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。 最初出しておりました通告と異なっておりますので、そのことについて、少し述べさせていただきます。 現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、3月2日から春休みにかけて学校が休校になっております。児童生徒の健康、安全を第一に考えての措置であり、政府からの要請として学校の休校もやむを得ないところではあったと思います。ただ、日程的にあまりにも急な要請であり、教育委員会や学校現場の対応の大変さというものは尋常ではなかったというように思っております。 また、児童生徒が学校に行けないこと、保護者は子どもの世話をしなければならないこと、仕事を休まなければならない事態もあること、実際に休むとなれば休業補償の問題等、非常に当惑や混乱がっております。状況が落ち着きを取り戻しましたら、今回の事態への対応はどうであったか、当事者を含め、関係者や関係機関への配慮や連携に問題はなかったか等を取りまとめ、今後また起きうる不測の事態への準備に繋げていくことが重要であろうと思っております。教育委員会も大変だと思いますが、今後に向けての取り組みも併せてお願いいたします。 現在、こういう大変な状況であり、学校を統括している教育長をはじめ教育委員会の皆様のご苦勞をお察ししますとともに、この事態の一刻も早い収拾にご専念いただきたく思い、通告の1項目目に上げておりました給特法改正に伴う筑前町教職員の働

	き方改革についての質問は取り下げをいたします。今後の議会でご質問することになると思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、政治に対する住民の意識向上を図る取り組みについて、具体的には期日前投票のあり方について、お尋ねをいたします。 この質問については、昨年度の6月議会において通告しておりましたが、持山議員のご質問と重複いたしましたので一旦取り下げていたものです。しかしながら、今年の秋には衆議院の解散選挙を行われる見通しがかなり高いこと、また、来年には本町の町長選挙が行われること、さらには期日前投票の現状等を踏まえ、今一度、期日前投票のあり方について考え直すべきであると考え、一般質問として取り上げました。 今、国政を見ますと、マスコミ等の報道にもありますように、以前からの森友・加計学園問題や南スーダンへの自衛隊派遣時の日報問題、そして最近の桜を見る会において証拠書類の隠ぺい、改ざん、廃棄や再調査の拒否など、今までの政治手法にはなかった、あるいは政治倫理として許されてこなかったことが当たり前のようになされております。 これらのことから政治に対する国民の不信感が増大し、政治家への信頼が失われてきていると言わざるを得ません。最近の不安定な国際情勢とあわせて、本当に心配な状況が続いています。国勢のこのような現状を看過するのではなく、だからこそ筑前町はしっかりと町民の付託に応える調整を進めていくということをその取り組みの1つとして、選挙のあり方、投票のあり方を問いたいと思っております。 そこで現在、筑前町においては期日前投票が本庁舎で行われております。再確認の意味からも、この期日前投票の意義についてお尋ねをします。併せて、従前から不在者投票というものもありましたけれども、この不在者投票との違いについてもご説明をお願いをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。 選挙に関する質問になりますので、選挙管理委員会書記長として回答させていただきます。 期日前投票と不在者投票との違いについてのご質問ですが、いずれも共通することとして、投票は、投票日当日、投票所に行けない方が行うことができる投票方法ということでございます。あくまでも投票は投票当日に行うということが原則でありまして、法律等により規定される要件に当てはまる方のみが期日前投票などを行うことができます。 期日前投票は仕事等の理由によって、投票日当日に投票所に行くことができない方で、仕事等で遠隔地に滞在している人や不在者投票施設に指定されている病院等に入院してある人など、期日前投票所に来ることができない方につきましては、滞在地の選挙管理委員会と入院施設等で不在者投票が行われるということになっております。 今回ですね、18歳の方から有権者という形になっております。期日前投票当日はですね、18歳に達していない方が投票を行う時点でまだ18歳に達しておりません。その場合はですね、不在者投票という対象になるということでございます。 また、投票の方法についてはですね、期日前投票所、投票は投票用紙を投票箱に直接投函するのに対しまして、不在者投票は投票用紙を専用の封筒に入れて、封をして、その封筒を選挙人名簿の登録地の選挙管理委員会に送付ということによって行います。 また、投票の効力については、期日前投票については投票時点で有効な投票として取り扱われますが、不在者投票につきましては、当日投票所において選挙権の有無の確認を行い、受理または不受理の決定を受けて投票が行われるため、投票日において選挙権を有している必要がございます。

	即ち、不在者投票を行った後に選挙の投票まで死亡等などの理由により選挙権を失った場合は有効投票となりません。期日前投票と不在者投票については、以上のような違いがございます。 また、意義等につきましては、期日前投票は平成15年からスタートしております。投票機会の確保に繋げていくという観点から始まったものと理解をしております。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	今の説明にもありましたけども、周りの人に聞きますと、やっぱり期日前投票というのは、ある程度の期間が使えますので投票しやすいというのと、それから、また運営するほうとしては、選挙の煩雑な不在者投票と比べるとですね、選挙事務の煩雑なところが省かれると言いますか、そういう意味でも利点があるのかなというふうに思っておるところです。 お配りをしております表は、町の選管からいただいたデータを基に、直近5年間の本町の各選挙において、期日前投票数が全投票数に対して占める割合を表したものです。ご覧いただきたいと思いますが。 上の段にあるカッコ書きのパーセンテージは全体の投票率です。下の段の三が三輪地区、夜が夜須地区で、期日前投票数と期日前投票数の割合を表しています。 具体的な期日前投票率を見ていきますと、まず県知事選ですけれども、平成27年に三輪地区が約12%、夜須地区が約19.6%であったものが、4年後の平成31年には三輪地区が約17%、夜須地区が約25.6%と、それぞれ5から6ポイント増えております。 それから参院選を見ますと、平成28年に三輪地区が約20.1%、夜須地区が約27.2%であったものが、3年後の平成31年には三輪地区が約26.9%、夜須地区が約37.3%と、それぞれ7から10ポイント増えています。これらの数字から、実際に期日前投票率は伸びてきているということが言えると思います。 さらに、昨年の平成31年度、これは選挙が非常に多かったんですけれども、31年及び令和元年の統計を見ますと、一番少ないときでも三輪地区が約16%、多いときでは夜須地区の約37%の方たちが期日前投票をしているという、これはまあ、私の想像、予想以上の差でありました。 それから、今度は三輪地区と夜須地区の期日前投票率を比べてみますと、毎回7から10ポイント近く三輪地区のほうが低くなっております。期日前投票所が三輪地区に設置されていないことが影響しているのではないかというふうに考えられます。 さて、昨年の参院選前、令和元年5月24日付で総務省より、各都道府県選挙管理委員会宛に、期日前投票制度の活用についての通知が出されております。この通知の項目3に、次のように書かれていますので、少し長いですが、読み上げます。 期日前投票所の設置場所については、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設における期日前投票所において、選挙人の利便の向上により利用者数の増加が図られた事例もあることから、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置すること。また、大学、専修学校と連携し、その校内での期日前投票所の設置についても検討を行うこと。 つまり、人が多く集まる場所を期日前投票所として積極的に利用しなさいということで、確かイオンだったと思いますけれども、実際にあっておりました。 そして、ここからの文言、しっかり確認したいところなんですけど、市町村合併により、その区域が拡大した市区町村等においては、選挙人の投票の機会を十分に確保する等の観点から、区域内における期日前投票所の配置の不均衡が生じること等のないよう留意しつつ、その積極的な設置に努めること。また、投票日前日など選挙人が集中して混雑が見込まれる期日に限って、期日前投票所を増設することを検討すること

	とあります。 筑前町は、旧夜須町と旧三輪町とが合併してできましたけれども、現在の期日前投票所は夜須地区の役場本庁のみであり、三輪地区には設置されておりません。 この状態というのは、夜須地区の選挙人にとっては有利、三輪地区の選挙人にとっては不利な状態であるといえ、このことは先ほど述べました期日前投票率の比較において、三輪地区が夜須地区より7から10ポイント近く低いという事実からも分かります。 これらのことから、現在の本町における期日前投票所の配置には不均衡が生じていると判断しますが、選挙管理委員会の見解はどうかお尋ねをいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。 有権者の関心が高い平成21年4月19日執行の町長・町議補欠選挙、及び平成23年1月23日執行の町議会一般選挙においては、本庁と総合支所の2カ所で行っていましたが、その後のですね、選挙管理委員会の協議の中で、投票管理者、投票立会人の選任、選挙管理委員会書記の確保が困難な状況と判断されまして、平成23年度以降につきましては、現在の夜須の本庁舎のみの1カ所という形で、今のところは推移をしているものでございます。以上でございます。
議 長	寺原議員
寺原議員	ただ今、その当時の状況を踏まえて、今は2カ所で行われていないということの説明であったと思います。 続けてですね、先ほどの通知の項目3をご紹介しますが、項目5には次のように書かれています。 期日前投票の投票時間の弾力的な設定が可能であることから、投票時間の延長や選挙人の投票が見込まれる時間帯に合わせた投票時間の設定など、期日前投票のさらなる利便性向上に資するよう積極的な検討を行う。 とにかく期日前投票の利便性を考えて、そこに向上させるような取り組みをしっかりとやりなさいということなんですけれども、期日前投票の投票時間の設定においては、期日前投票所の数が2以上である場合には、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いていけばよいものとされているので留意することと。 今、1カ所なんで8時半から午後8時までもちろん開いていると思いますけれども、これがもう1カ所増えて2以上である場合にはですね、1つだけがその時間帯に開いていればいい、もう1つについては、そこまで規定をされないということですね。 ですから、先ほど読み上げました項目3と、今読みました項目5を合わせて考えれば、新たに増設される期日前投票所の開所日数や開所時間については、当該市区町村の選挙管理委員会の判断で決めてよいということになると思います。 昨年度の回答はですね、今もありましたけれども、配置する人の確保が難しいので、新たな期日前投票所の設置は困難であるというものでした。増設する期日前投票所も従前からの期日前投票所と同程度の開所日数や開所時間にすることであれば、増設は確かに難しいのだと思います。 しかし、新たに設ける期日前投票所の開所日数や開所時間について、弾力性を持たせれば増設は可能ではありませんか。というより、弾力性を持たせて三輪地区への期日前投票所の増設を実現させるべきではありませんか。選挙管理委員会の見解を願います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えします。

	期日前投票所を三輪地区へ増設したらどうかというご質問です。 期日前投票所につきましては、先ほど議員がおっしゃいました公職選挙法で市町村ごとに期日前投票所1カ所以上設けることと規定をされております。 今のところですね、1カ所増設になりますと、1日選挙管理人が1名、投票立会人が2名、受付、投票用紙交付者7名から9名、これは交代とかをしますので7名から9名の確保、あと選挙管理委員会の書記が3名程度の人員確保が必要となります。 期日前投票、当日投票の立会につきましては、先ほどから人材確保が厳しいという回答をさせていただいております。このような中でですね、寺原議員が取りまとめを行っていただいております期日前投票の率ですね、投票率等は、先に期日前投票が浸透してきたのかなというデータにもなるかと思います。 そういった観点から選挙管理委員会のほうで協議を行っていきたいと思っております。以上です。
議 長	寺原議員
寺原議員	なかなか難しいというふうな説明であったと思います。 昨年度、提起しておりました議会のインターネット中継や録画配信というのもの、近いうちに実現されるというようなことになろうかと思います。 これはですね、結局、このインターネット中継、録画配信にしても、今回、今提案をしております期日前投票所の増設についてもですね、やっぱり住民に政治参加を促したいと、たくさんの方に、やっぱり政治に関心を持っていただいて、そして一緒にかかわっていただきたいと、そういう狙い、目的と言いますか、そのための1つの手段というふうに思っております。 そういう住民の政治参加を図るためには多様な手法を取り入れる必要があると思っております。今後とも前向きな検討をお願いしたいと思えますし、共に住民主体の町づくりに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。 これで、私の質問を終わります。
議 長	これで、1番 寺原裕明議員の一般質問を終わります。 引き続き、会議を行います。 11番 木村博文議員
木村議員	まず、質問に入る前に一言申し上げます。 今回で、今議会で最後になられる課長さんが議場に3名おられます。大武総務課長また重信福祉課長、また藤本税務課長、またその他にも美和みどり保育所の平嶋所長さん、また松田副所長、杉本係長、ご勇退でございます。 この長き人生をですね、行政に対してご尽力を賜りまして本当にご苦勞であったと思います。住民の1人としてですね、心から御礼申し上げます。お疲れ様でございました。ありがとうございました。 また、これから残っていただける方、また、違う道を歩まれる方あるかと思いますが、皆さんは何と申しましても行政に対して高いスキルをお持ちでございます。これからはですね、ぜひ、違う側面からですね、いつまでも筑前町を応援していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。 それでは、早速、質問に入らせていただきます。 今回ご承知のとおり、諸般の事情により、短くということですね、通常、私1時間ほどさせていただくんですが、ちょっと半分ぐらいを目指して、30分ぐらいを目指してしようと思っております。回答もですね、ぜひ、思いを凝縮された熱い回答をですね、前向きな回答をお願いしたいと思えますので、その辺をよろしくお願いします。

	しかも、私早口で、3問しか予定しておりません。早口で進めてまいりますので、その辺りをご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いします。 それでは、早速、通告書に沿って質問をさせていただきます。 今回の質問は、住民の方からの相談でございました。その方は障害を持ったお子さんを育てながら働いてあるお母さんでした。 放課後デイサービスの受け入れが、月に23日から15日に減るんです。いきなりそこまで減らされると困るんですというSOSでした。 早速、担当課に行って状況をお尋ねしたところ、ここ最近、障害を抱えた子どもの人数がとて多くなっていて、新規でサービスを受けることができない現状があって、仕方なく、利用者の皆さんに少しずつ協力をいただいて、少しでも多くの子どもがサービスを受けられるように調整しましたとのことでした。 調べてみますと、29年度のデータではありますが、全国の公立学校で通級による指導を受けている児童生徒数が、小学校で96,996人、中学校で11,950人いるそうです。この数を、それぞれ5年前、10年前と比較すると、小学校で5年前から1.5倍、10年前から2.3倍、中学校では5年前から2倍、10年前から5.5倍も増えているそうです。大変な人数であり、大きな増化率であります。 本町でも担当課にお尋ねしたところ、小中学校で30年度が72人、元年度は96人、そして2年度推計で120人の支援を必要とする子がいるそうです。たった2年で60%増しなんです。中学校だけで見ると、19人が39人になり、実に100%増を超える現状であります。 日本では2005年に発達障害者支援法が施行されました。それにより発達障害が広く認識されるようになり、かつてはわんぱくな子、落ち着きがない子と言われていた子どもたちが、発達障害ではないかと言われるようになりました。 発達障害に関する書籍も増えて、インターネット上にも情報が溢れていて、子どもが他の子と違うと感じたとき、情報にアクセスしやすくなったことも、この数字を押し上げた要因になっていると思われます。現代社会の食のバランスの悪さやストレス等も起因していると唱える学者もいらっしゃるようですが、完全に確立された原因は分からないようです。 このようなケアを必要とする子を早く見つけ出し、適切な環境の下で生活することが大事です。 そこでまず、健康課にお尋ねしてきました。 健康課では、従来各課がそれぞれに母子保健や子育て等の支援を行い、住民にとって必要とする支援の選択が難しかった現状があり、支援者側も連携が不十分で、支援の一貫性を欠いていたそうで、それを解消するために、平成30年に子育て世代包括支援センターを開設して、支援ニーズに対応してあります。 妊産婦のケアや乳幼児健診など一貫性を持って関わっていくことにより、各々の大切な対応に繋がっているようで、これは、ますます充実させていただきたいと感じたところであります。 ただ、乳幼児健診等、様々な相談を受ける上で、気になる子どもの増加は顕著に出ていると健康課でも捉えてありました。その背景には核家族化で、家族から十分な支援を受けられない家庭や若年妊婦やひとり親の増加など、親の孤立化から悪影響を及ぼすケースもみられ、子どもとのかかわりに問題がある親や子どもの特性を受け入れられない親も増えていて、それぞれの専門機関に繋ぐも件数が増えているために、ケースによっては予約して、長い間待たされることもあり、療育に繋がるまでの間、発達を伸ばし親の育児不安を軽減することを、喫緊の課題と捉えてありました。 次に、こども課管轄の取り組みについても伺ったところです。 こども課では、町内公立・私立保育所5カ所について、毎月障がい児の人数を把握
--	--

	して、障がい児2人に対して1人の保育士を加配していただいております。医療的ケアが必要な園児に対しても、個別にケア会議をもって、医療機関と連携して適切に支援をいただいております、行き届いたケアができていると感じております。 また、健康課とこども課、児童福祉係が連携して、各保育所を定期的に巡回して、保育のアドバイスもされてありました。 その他個別対応支援として、子育て支援センター事業において、幼児版ことばの教室でマンツーマン指導や健康課のすこやか相談等々連携しまして、専門機関への紹介状の発行を行い、繋いであるそうです。 集団対応としても、健康課の「わいわい親子教室」にセンター保育士が入りまして、様々な特性の子どもに寄り添った対応をしているということでございました。 発達が気になる子を早期に発見する仕組みが積極的に行われていると判断するわけですが、支援については、対象児の増加に見合う保育園での保育士の確保ができなかったり、専門機関に繋いでも受診するのに半年以上かかることも多々あるそうです。保護者は対応に苦慮してある現状があるようでございます。 今後担当課としましては、子育て支援センターの相談機能をますます充実させて、保護者の育児不安に寄り添った対応を行い、関係機関に繋いで、受診に時間がかかる場合は、ことばの教室等を活用して、経過フォローしていくとの回答でございましたが、既存の事業をブラッシュアップしても、今の現状とこれからの対象児の増加には到底、対応できないと感じたところであります。 また、担当課では今後の取り組みとして、公立保育所の機能充実ということで、美和みどり保育所の老朽化による建替え時期を検討する中で、発達障害支援センター機能を持たせて、発達に関する専門職を常駐雇用し、相談や福祉サービスや療育への繋ぎ等を、総合的に提供する場所を研究していきたいということでした。 このことにつきましては、願ってもない取り組みであり、筑前町の障がい児福祉にとって、大きな前進になると思いますが、財政面等々、この事業を起こすにはハードルが高いことも理解しております。先ほど申し上げたように、本町には既にたくさんの対象児がいて、増加率を見れば、これから、まだまだ増えていくことも十分想定ができるわけで、ぜひ、このことを実現していただきたいところですが、町長のお考えをお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 障がい者等の福祉サービスにつきましては、それぞれの所管の部署でですね、できる限りの対応をしているところでありますけれども、まだまだ施設が不十分だという認識は十分に持っているところでもございます。 数年前、保育児童の施設が不十分ということで、朝日西のほうに保育所が1施設開設されました。そのことによって、かなりの部分がカバーできるという私どもの計算でございましたけれども、それ以上に社会情勢は大きく変化をいたしまして、子どもたちを保育所に預けたいと、そういった子どもが増加しているのは事実でございます。さらにこの傾向は続くと考えられます。 そういった中で、本町が有しております公立の保育所、みどり保育所につきましては、耐用年数からいたしまして、あと10年は十分に利用可能な施設であるという診断結果が出ているところでもございます。 そのことも十分踏まえながらも、ただキャパが非常に限られているということも含めまして、施設検討の是非についてですね、進めていくべきだと、そのような認識を持っているところであります。 マスタープランにおきましても、そういったことを記述しておりますし、今後10年の間にですね、十分検討しながら、そして、この障がい者福祉施設等をどのように

	関連付けていくのか、そこも含めて検討していきたいという考えでございます。よろしくお願いいたします。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。 先ほど申しましたように、やはりですね、ほんと増加率がすごいんです。ぜひですね、今言われたとおり、総合計画の中にも入れてありますけれども、ぜひ前倒し、ちょっとでもですね、前倒して検討していただけるならですね、本当に助かりますので、よろしくお願いします。 次に、教育課の取り組みについて、このことについて担当課に聞いてまいりました。 教育課ではご存じのとおり、小中学校の特別支援学級を中心に取り組みを展開していただいております。先ほど申し上げたとおり、本町の支援が必要な児童生徒は激増しており、文科省では1学級の定員を8人としており、それに沿った配置はされてありますが、中学校では対象生徒が19人から39人に増えているのに、支援員は3人から5人、小学校では53人から81人に増えているのに、支援員は8人のまま据え置きということで、とてもこの配置については適切ではないと言えないところが見受けられます。 本町では、作業療法士を町単独で配置して、専門的な見地からサポートして、特別支援教室の充実に繋がっているそうです。医療的ケアが必要な子どもに対しても、来年度は看護師を配置してサポートされる計画があるそうです。 両者とも障がい児福祉にとって大事な取り組みだとは思いますが、今、本町が抱えている喫緊の課題は、直接、子どもをサポートしてくれる支援員が足りないということなんです。 一般学級の担任の先生であれば、朝学校に行き、授業をして、休み時間は多少なりとも息抜きができてというサイクルだと思いますが、特別支援学級の支援員の先生は、朝、校門を入れて夕方出るまで、気の休まる時間がほとんどないと聞いております。 支援員の少なさから、クラスにはいろんな特性を持った子が混在していて、ADHDで片時も目を話すことができない子などがいる場合は、とても負担になっているようでございます。 先ほど申し上げた2005年、発達障害者支援法施行、その後の2007年の特別教育支援制度改正などの影響で、人数が増えた傾向はあると思います。まだ暫くはこの増加率でいくことが想定されます。担当課も将来の課題として、支援員等の人員確保の必要性をあげてありますが、現場の過酷さや諸条件で、募集をかけてもなかなか人員確保ができないという現状があるそうです。支援員を確保するために労働条件を整備することも必要だと感じております。 また、それと並行しまして、利用者が増えれば、必ず教室が必要になります。聞くところによると、もう既に満杯の学校もあると聞きます。教室がないから受け入れられないとか、教室がないから他の学校に行ってくださいとか言えないわけで、だからと言って急ぎょ、教室を増築することも困難だと思います。 しかし、このままいくと教室が足りなくなることは目に見えております。早急に計画を立てて取り組む課題だと考えますが、教育長の見解をお尋ねいたします。
議 長	入江教育長
教 育 長	お答えいたします。 今、支援を必要とする児童生徒に、個々の特性に応じた支援を充実させるために、教員そして支援員が専門性を高めてですね、指導力、支援力の向上が求められているところでございます。

	保護者との連携やサポートも必要不可欠でございます。医療的な立場での専門家の任用とかですね、任用して学校の支援、保護者の支援を図ることで、特別支援教育の充実に取り組んでいるところではございます。 障害のある児童生徒につきましては、障害の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を養うため、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、適切な指導及び必要な支援を行う必要がございます。 町の小中学校におきましては、年々増加する支援を要する児童生徒に対応するため、学校長を中心に教員と特別支援教育にかかわる専門職、そして特別支援教育の支援員、学習支援員等の人員を確保して、組織的な体制の充実整備を図る必要があるというふうに考えております。 そのため、特別支援教育のための人員確保や専門職員の配置への助成をですね、補助金とかの助成ですね、そういった交付税とかの措置とか、そういったものを国や県にしっかり要求をしているところでございます。 昨年からも県の幹部と、教育委員会幹部とですね、意見交換する場がございまして、その中でも、この特別支援教育の充実についてですね、しっかりと要請、要望をですね、出してきたところでございます。 それから、先ほど教室の問題がありましたけれども、特別支援学級の増加による教室の不足がやはり課題となっております。その解消に向けた取り組みがですね、計画的に進められるように、検討をさらに進めていきたいと思っております。 教室にはですね、今まではなかなか教室の規格で、弾力的に教室を半分に仕切るとかですね、そういったことでの対応が今までは難しかったんですけども、今、県のほうも、だいぶ弾力的にですね、取り扱うことができるようになりましたので、そういった面でさらに弾力化で扱うことができるようにということと合わせてですね、それから補助金等についてもですね、しっかり付けていただくように、なお一層、要求を続けていきたいというふうに考えております。以上です。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。前向きなご答弁をいただきました。 ほんと箱ものについてはですね、ほんと右から左というのはいかなひのは分かります。しかし、今言われたように、弾力的にですね、対応することも可能になったということで、しかし、その場を用意できても、この支援員ですね、これの足りなさというのを、ぜひですね、今度の予算書を前もって勉強させていただきましたが、増えるような傾向には、ないようでございますが、ぜひですね、もう年間を通して支援員を募集していただいてですね、途中補正をかけてでも増やしていただいて、対応していただく、そういうふうな対応をしていただきたいと望んでおりますので、ぜひ、よろしくお願い申し上げます。 次に、冒頭で申し上げました放課後デイサービス等でございます。 この放課後デイサービスは、分かりやすく言えば学童保育の障がい児版となるかもしれませんが、このサービスは利用者にとってとても重要なものと位置づけられております。 学校の特別支援学級で1日頑張った子どもたちが放課後デイサービスに行って、専門の知識を持った支援員さんとふれ合うことによって、学校でたまったストレスがリセットできて、次の日に学校に行けたり、もちろん各々の特性に合ったケアをしていただく大事な居場所になっております。 担当課に聞くと、このサービスは学童保育と違って、就労支援等ではなく子どもの訓練を目的としたものということでございますが、保護者にとっては、一般の子育ての3倍以上はかかると言われている障がい児の子育てで、追い詰められて孤立しがちなお母さんたちのレスパイトケアになっているサービスであります。いくら理由は分

かっけていても、現実問題として、そのサービスが次の更新から35%もカットになるとしたら、利用者が困惑することは当然のことです。

サービス自体は民間の事業者が行っていて、町が受給者証を発行して、利用者は相談事業を介して、サービス事業と契約をします。町内のサービス事業所を利用しても、町外の事業所を利用しても構わないそうです。逆に近隣市町村から入ってくる子もいますので、本町の利用者だけに支給量を減らしてもらっても、近隣の自治体から入って来られたら、何の解決にもならず、本町在住の利用者だけがサービス支給量を減らされただけになってしまい意味がありません。

この旨を担当課にお尋ねしたところ、朝倉地区障害者等自立支援協議会の運営部会において、筑前町はサービス支給量の調整をお願いする旨を伝えているとのことでした。

いくら伝えたとしても足並みがそろわなければ意味がなく、現在、執行したのは本町だけで、近隣地区と大きな乖離が発生して、本町民だけがサービスを減らされた由々しき事態となっております。

先ほども言ったように、全国統計から見てもここ1、2年で利用者の数が増えたわけではございません。

参考までに、本町の療育手帳所持者は、平成30年度末で244人、5年前の25年度末からしたら30%増しです。放課後デイサービス利用者が30年度末で53人、これもまた5年前の25年度末から見ると152%増ということです。

このような状況の中、こうなる前にですね、何か手立てはなかったのかと担当課にお尋ねしたところ、随時、相談事業所と話をしたり、日中一時支援の制度を活用してもらったりして調整はしてきたが、人数の増加には対応できず、やむを得ず今回の措置に踏み切ったとのことでした。

そこで近隣の状況も調査してきました。筑紫野市のサービス利用者は、この同じ時期にですね、70人から258人に大きく跳ね上がっています。しかし、それ以上にサービス事業所の割合が多く、支給量の調整には至っていないとのことでした。

今回は筑紫野市がなぜそういう状況かというまでは、ちょっとすみません、時間がなくて調査ができませんでしたが、単純に考えれば、対象の子どもが増えれば、それ以上に受け入れキャパを増やせば問題は解決する。これは当然のことです。

担当課に聞くとですね、民間事業所の問題であるということですので。町からは強制できないということで、それでは、例えばですね、高齢者施設との共生型サービスはできないかということで提案しましたところ、介護保険サービス事業所であれば障害福祉サービスの指定が受けやすいそうです。県の指定を受ければ利用可能となりますが、事業所からの申し出がなければ対応できないと、少し残念な回答でした。

いくら民活とはいえ、今の筑前町の障がい児福祉の状況を見ればですね、そんな生ぬるいことでは駄目じゃないでしょうか。待たずにこちらから種をまく、これも大事だと思っています。町としてですね、積極的な事業所の誘致を期待するところがありますが、まずは、今後、近隣を含めた事業者や学校関係者また相談事業者、臨床心理士の方などですね、専門家の皆さんが一堂に会して、この問題をですね、話し合いの場を持つこと、これが急務だと考えるところであります。

今回の放課後デイサービスから始まった問題で利用者の方、相談員の方、サービス事業所の方、学校支援の方、有識者の方、もちろん担当課、たくさんの方にお話を聞いてまいりました。それぞれにたくさんの課題を抱えてあり、一生懸命取り組んでいただいております。

そこで感じたのは、ケアを必要としている子どもがとて増えている。それに対して支援員と受け入れ施設の少なさ、これをまざまざと感じたところであります。

	このままでいけば現場サービスを受けられない子どもたちがたくさん出てしまいます。このサービスは、贅沢をするためのサービスではないんです。子どもたちが普通に生活するための最低限必要なものなんです。 この問題について、町長のお考えをお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 木村議員が様々に現地に足を運ばれて、つぶさに意見を聞かれて、今日、一般質問として出されました。本当にありがたいと思っております。 私もこの質問書をいただいたときに、ぜひ、現場を見ておく必要があるということで、菊池園さんのほうに所管課長と一緒に出向いてまいりました。そこで実際、このデイサービスをしておられる職員の方、それと責任者の方に、1時間ほどではございましたけれども、お話を聞かせていただきました。 その中で、現場の預かるほうとしての様々な問題点、あるいは可能性等々についてもお話をいただいたところでもあります。 私としましては、ぜひとも、いくらかの増員はできないものだろうかといった相談もしたところでございますけれども、いかんせん人的な配置がなかなか厳しいということでございました。施設は、なかなか立派なものでございまして、施設的にはいくらかの余裕はあるけれども、やはり人的なものが大きいと。 そしてなおかつ、私は、実際、子どもたちが入っている部屋並びに遊んでいる状況を見てまいりました。本当に子どもたちがですね、生き生きとして活動しているんですね。本当に小さなグラウンドでありましたけれども、グラウンドの中をお互いがかけっこをしながらですね、はつらつとして活動していると、そういったことは学校ではなかなか見られないということでございました。 そういった意味からしても、学校ではないような活動が、こういった施設では行われるんだということを実感したところでもございます。 そういった思いをベースにしながらですね、今後の対策等を考えてみたところでもございますけれども、議員も言われますように、隣の自治体ではですね、事業所等が、積極的に開設希望があるという話も聞いたところでもあります。 担当課のほうにも指示をいたしまして、ぜひ、その状況等について調べる。なおかつ、うちのほうの状況等も先方の自治体の職員にも伝える。そのことによって何らかの手当てが、手口が見つかるのではなかろうかと思ったところでもあります。 私も隣の自治体でございますので、ぜひ一度訪ねてですね、どういった状況なのか相談できることがあるのではなかろうかと思っている次第でございます。 ちょっと、今バタバタしておりますので、この件が片付きましたら、そういった行動、アクションを起こしたいと思います。 それから、言われましたように、様々な協議会を開く必要があるんじゃないかなろうかということでございますけれども、これは所管課のほうで検討させたいと思います。 以上でございます。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございます。 この忙しい中ですね、わざわざ足を運んでいただいて、現状を確認していただいたということで、ほんと、そこに感じられたものがあると思います。ぜひですね、これから一生懸命、私も一緒に頑張っていきたいと思っております。 今回質問するにあたってですね、私も本当にお恥ずかしい話、このことについては全くの素人でございました。一からほんと勉強させていただきました。 やっぱり健常者であるとか、障がい者であるとか、普通である、普通じゃない、普

	通なんですね、この子たちはみんな普通なんです。いろいろ皆さんと話したわけですが、その中にですね、NPO法人されてある方がありまして、その方が言われてたのは、この子たちのことを「ゆっくりさん」と呼んである、「ゆっくりさん」と呼んであるんですよ。わあ、いい言葉だなと思いました。 本当特別なこと、友だちと一緒にやっぱり歩くのは、進んでいくことは困難な子はいらんですね。でも、ゆっくり、ゆっくりだけですね、環境をきちっと整えてあげれば、必ず高いところに進んでくれます。 長嶋茂雄さん、発達障害を公表されてあります。それから、イチロー選手もそうですね。それから、今、若者に人気の米津玄師ですか、すばらしい歌を書いていますけど、その方とか、皆さんもいっぱい持ってあると思いますが、リンゴのマークのですね、あの大きな会社ですよ。あそこのスティーブ・ジョブズさんも自分が発達障害であるということを公表されてあります。 こういったように適正に、適正な環境で応援することができたらですね、大きく育ってくれると思っています。 町長は常々、人にやさしい町づくりを言われます。しかし、やっぱりこの「ゆっくりさん」、こういった子どもたちを取り残すことなく、個々にやさしいからこそ、本当の人にやさしい町づくりだと思っています。 やはり、さっき回答の中で言われました。施設に行ったら、はつらつとしとったと。やっぱり、そんな子を議員と町長で、庁舎の中で喧々諤々、しかめっ面して、やったとしても、帰って孫の顔を見て、孫がニコッと笑っとけばですね、これ全部「よし、明日も頑張ろう」って気になるんですよ。やっぱりその辺りだと思います。 この子どもの安心、安全、自由またプラス笑顔、これのためにですね、これからも一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 それから、来月4月2日は世界自閉症デーであります。これですね、2007年に国連が設定しておりますが、それに伴って日本では8日までの間、1週間、これを発達障害啓発週間として位置付けております。 今、コロナ関係で、いろいろあるので、イベントも少ないかと思いますが、もしですね、何かそういう、ふれる機会があったら、ふれて勉強していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 諸般の事情により急いでということではありますが、30分ほどで終わりましたのでですね。 今回、通告書の要旨の中では入れておりませんが、先ほども申し上げましたように、重信福祉課長がですね、今度最後ということで、この福祉課についてはですね、前任の久家課長さんとも、いろいろ議論したところではありますが、本当、大変な部署ということでございます。この職員の最後に、3年間ここで身を投じてされたということもですね、投じたからこそ、分かることもあると思います。ぜひ、簡潔にですね、もうちょっと時間があります。簡潔にその思いをですね、最後に重信課長にお尋ねしたいと思います。 議長、許可できればよろしくお願いします。
議長	福祉課長
福祉課長	失礼いたします。 この3年間を振り返って、ちょっと短くお話をさせていただきます。 福祉課で担当しております障害者福祉につきましては、そのほとんどが障害者総合支援法や児童福祉法に基づく法定業務で実施しておりまして、ご本人及びその家族の生活の福祉に資するため、適切なサービスの提供、給付に努めているところでございます。 扶助費は年々増加しておりまして、5年前の平成27年度決算、約5億332万円

	でございます。それと今年度決算見込み、約6億9,737万円を見込んでおります。これを比較しますと1.39倍となります。 必要な人に必要なサービスを提供するために努力しておりますが、サービス事業所等の地域資源も限られておりまして、大変苦慮しておるところでございます。思うようにサービスが受けられず、ご不満をお持ちの方もあろうかと存じますが、今後はモニタリング等の相談支援体制の一層の強化を図りまして取り組んでまいりますので、関係者の皆様、関係機関の皆様のご理解とご協力をお願いするところでございます。 次に、介護保険を含みます高齢者福祉につきましては、高齢化率の上昇と高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯の増加などにより、安否確認や緊急一時保護、あるいは権利擁護などの対応が増加しております。 また、家族関係の希薄化が言われる昨今、困難な問題を抱えている家庭が増えておりまして、その対応に苦慮しておるところでございます。 気になる高齢者がいるとの通報がありまして訪問いたしますと、単に1つの問題ではなく、いくつもの問題が絡んでおりまして、簡単に解決することができない状況でございます。周りが心配していても高齢者本人、ご家族には困り感がなく、家族を含めていろいろな支援が必要で、福祉課単独ではなく、関係課、関係機関と連携することがほとんどでございます。 担当職員は同時期にいくつもの事案に関わっておりまして、介護放棄や虐待等の対応に頑張っておりますが、町の介入にも限度がございます、多くの時間を費やしても、なお解決に結びつかない事案もございます。 国が進めております地域共生社会は、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という考え方を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我が事として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて丸ごと繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくとするものです。その実現には、地域で支え合うことがますます必要となります。 まずは自助でございますが、家族の協力なしには困難で、行政が介入するには限度がございます。 次に、互助、共助となりますが、地域の皆様方の力が必要となります。これを構築するために住民のやる気をどう促すか、そして、どう支援していくかが重要になってくると思われます。 行政があまり前面に出すぎますと、やらされている感が出まして、自主的な、長期的な活動に繋がらない心配もございます。様々な困難を抱えた場合でも社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会の実現のためには、行政だけでは不可能でございます。職員が住民に寄り添いながら住民の方々や関係機関と連携、協力し、地域の実情に合った方法を探りながら進めていくことになろうかと思えます。職員も頑張りますので、議員の皆様方のお力添えをお願いいたします。ありがとうございました。
議 長	木村議員
木村議員	ありがとうございました。 やっぱり今言われた、そのとおりでございます。 私が今回、件名に上げております「弱者にやさしい町づくり」、福祉、この現場ではですね、本当大変な状態である。 また、今、回答いただきました。私も思うんですが、自助、互助、共助、この部分ですね、これが、この意識改革が一番大事だと思っております。まず自分が、町民が、住民が意識を改革、気持ちを持ち直して、考え直して、やはり自分が一番頑張っていないかん、それに対して家族がサポートせないかん。 また、それに対して、じゃあ、できん部分を行政がそっと寄り添って、それをお手

		伝いする。その基本姿勢というのは、やはり大事ではないかなと、私なりに感じたところであります。 しっかりと重信福祉課長が会議録に足跡を残していただきましたので、ご勇退された後もですね、しっかりと私も応援して、個々に頑張っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議 散 議	長 会 長	これで、11番 木村博文議員の一般質問を終わります。
		以上で、一般質問を終結します。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でした。 (12:17)